

議案第84号 四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>四万十町水道事業</u>の新設、改良及び維持管理費に充てるために負担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。 別表（第3条関係） <table><tr><th>メーターの口径</th><th>負担金</th></tr><tr><td>13 ミリメートル</td><td>31,000 円</td></tr><tr><td>20 ミリメートル</td><td>62,000 円</td></tr><tr><td>25 ミリメートル</td><td>115,000 円</td></tr><tr><td>30 ミリメートル</td><td>168,000 円</td></tr><tr><td>40 ミリメートル</td><td>382,000 円</td></tr><tr><td>50 ミリメートル</td><td>654,000 円</td></tr><tr><td>75 ミリメートル以上</td><td>町長が別に定める額</td></tr></table>	メーターの口径	負担金	13 ミリメートル	31,000 円	20 ミリメートル	62,000 円	25 ミリメートル	115,000 円	30 ミリメートル	168,000 円	40 ミリメートル	382,000 円	50 ミリメートル	654,000 円	75 ミリメートル以上	町長が別に定める額	(趣旨) 第1条 この条例は、<u>四万十町の水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設</u>の新設、改良及び維持管理費に充てるために負担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。 別表（第3条関係） 1 窪川上水道並びに若井簡易水道、北辰簡易水道、七里簡易水道、仁井田簡易水道、道徳簡易水道、西部簡易水道、南部簡易水道、井細川簡易水道、中神ノ川簡易水道、東又簡易水道、志和簡易水道、浦分簡易水道及び小室簡易水道 <table><tr><td>メーターの口径又は給水管の口径（ミリメートル）</td><td>13</td><td>20</td><td>25</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>75以上</td></tr><tr><td>負担金</td><td>35,240円</td><td>83,340円</td><td>144,290円</td><td>216,190円</td><td>440,000円</td><td>745,240円</td><td>町長が別に定めた額</td></tr></table> 2 田野々簡易水道、大奈路簡易水道、北ノ川簡易水道、中津川簡易水道、打井川簡易水道、奥打井川簡易水道及び下津井簡易水道並びに葛籠川飲料水供給施設、希ノ川飲料水供給施設、古味野々飲料水供給施設、下津井飲料水供給施設及び下道飲料水供給施設 <table><tr><td>取出管の口径（ミリメートル）</td><td>13</td><td>20</td><td>25</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>75</td></tr><tr><td>負担金</td><td>17,150円</td><td>34,290円</td><td>51,430円</td><td>68,580円</td><td>85,720円</td><td>102,860円</td><td>町長が別に定めた額</td></tr></table>	メーターの口径又は給水管の口径（ミリメートル）	13	20	25	30	40	50	75以上	負担金	35,240円	83,340円	144,290円	216,190円	440,000円	745,240円	町長が別に定めた額	取出管の口径（ミリメートル）	13	20	25	30	40	50	75	負担金	17,150円	34,290円	51,430円	68,580円	85,720円	102,860円	町長が別に定めた額
メーターの口径	負担金																																																
13 ミリメートル	31,000 円																																																
20 ミリメートル	62,000 円																																																
25 ミリメートル	115,000 円																																																
30 ミリメートル	168,000 円																																																
40 ミリメートル	382,000 円																																																
50 ミリメートル	654,000 円																																																
75 ミリメートル以上	町長が別に定める額																																																
メーターの口径又は給水管の口径（ミリメートル）	13	20	25	30	40	50	75以上																																										
負担金	35,240円	83,340円	144,290円	216,190円	440,000円	745,240円	町長が別に定めた額																																										
取出管の口径（ミリメートル）	13	20	25	30	40	50	75																																										
負担金	17,150円	34,290円	51,430円	68,580円	85,720円	102,860円	町長が別に定めた額																																										